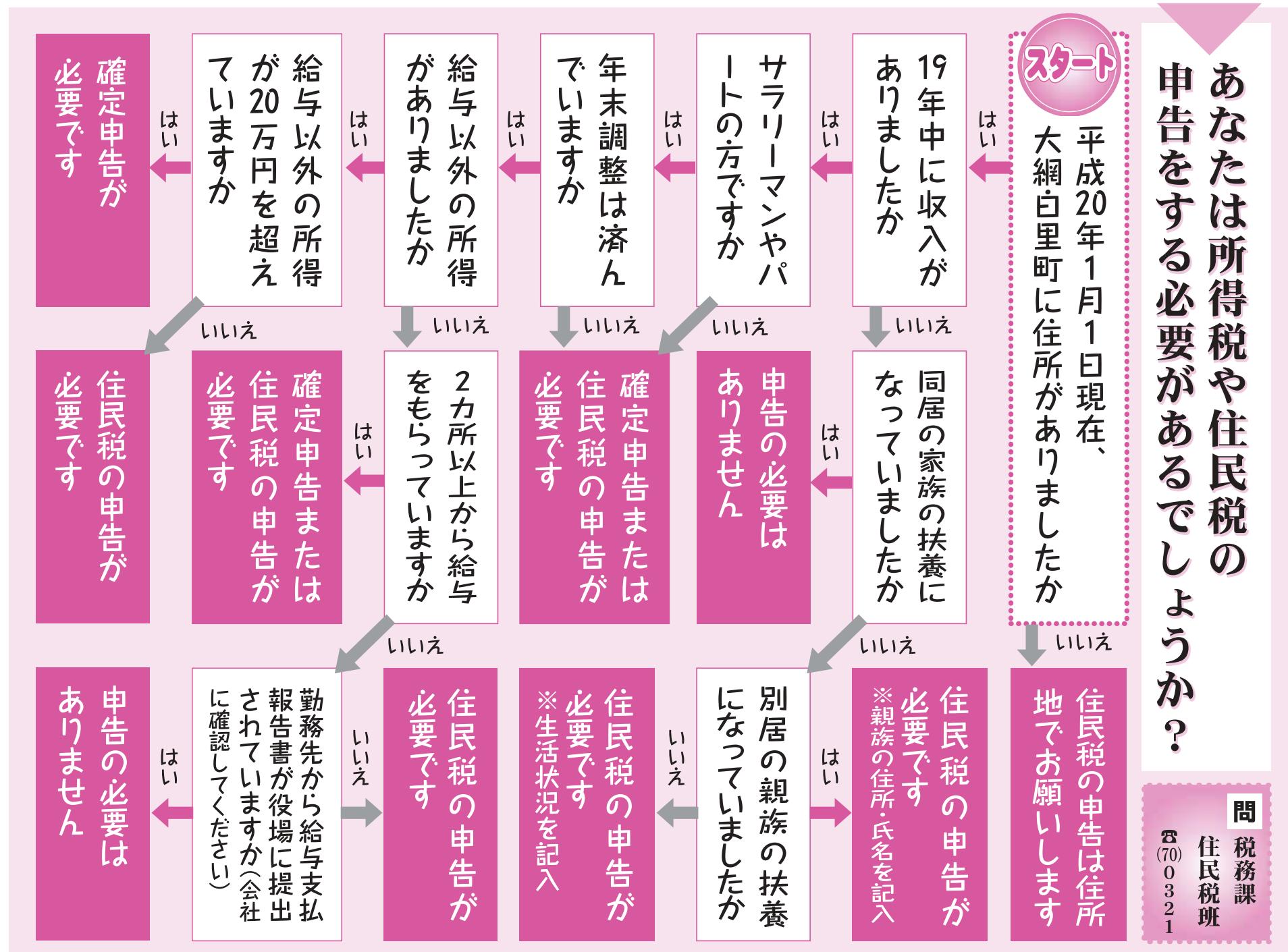




所得稅 住民稅

の申告 2/18~3/17は 土・日曜日を除く 申告・相談受付期間です



給与所得者のうち、年末調整により納税が完了していく、次に該当する方は、確定申告をすると税金の還付が受けられます※年末調整すでに控除



還付申告をする方

- ① 平成19年分の各種所得
金額の合計が、配偶者
控除、扶養控除、基礎
控除、そのほかの所得
控除の合計額を超える
次のような方

● 商売をしている方（商
業、農業、自由業等
の事業から生ずる収入
のある方）

● 土地や建物などを売っ
た方

● 土地・建物などの賃貸
料や権利金等の収入の
ある方

② 給与収入で次のような
方

 - 給与の収入金額が2
000万円を超える方
 - 給与以外の所得が20万
円を超える方
 - 給与を2カ月以上かこ
受けている方

③ 平成19年の途中で退職
した後、就職をしなか
つた方で年末調整を受
けなかつた場合

⑨ 平成19年中に10年以上のローンでマイホームを取得し、住宅借入金

⑧ 寄付金控除のある方は証明書

※社会保険料のうち「国民年金等」は、社会保険事務所や各年金基金発行の控除証明書の添付が必要となります

ください。
「收支内訳書」が作成
されていない場合は、收
入や必要経費の把握が不
可能なことから、申告の
受け付けはできません。

**白色申告の方も
収支内訳書の添付を**

農業所得を申告される方は、事前に「収支内訳書」を作成のうえ、申告会場へお越しください。

「収支内訳書」が作成されていない場合は、収入や必要経費の把握が不可能なことから、申告の受け付けはできません。

農業所得は 收支計算で

⑩ 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳など
⑪ 金融機関の口座番号の分かるもの

※売買契約書（請負契約書）以外は、コピー不可

等特別控除を受ける方は、源泉徴収票、購入者本人の住民票、売買契約書または請負契約書（写し）、登記簿謄本（抄本）、金融機関の年末残高等証明書、計算明細書（税務署・町税務課にあります）